

○財務省令第二十六号

関税定率法施行規則及び税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月三十日

財務大臣 麻生 太郎

関税定率法施行規則及び税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令

(関税定率法施行規則の一部改正)

第一条 関税定率法施行規則(昭和四十四年大蔵省令第十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
(入国者が輸入する携帯品等の免税)	(入国者が輸入する携帯品等の免税)

第二条の四 「略」

「一〜三 略」

四 船舶又は航空機の乗組員がその入国の際に携帯して輸入し、又は令第十四条の手續を経て別送して輸入する物品のうち次に掲げる物品

イ 法の別表第一二二二・二二二号、第一二二二

・二九号並びに第二〇〇八・九九号の二の(一)

のB及び(二)のBに掲げる物品のうちの一

ロ 「略」

2 「略」

本邦に入国 する者	物 品	数 量
--------------	--------	--------

第二条の四 「同上」

「一〜三 同上」

四 「同上」

イ 法の別表第一二二二・二二二号、第一二二二

・二九号及び第二一〇六・九〇号の二の(二)の

Eに掲げる物品のうちの一

ロ 「同上」

2 「同上」

本邦に入国 する者	物 品	数 量
--------------	--------	--------

一 「略」	「略」	「略」
二 船舶の法の別表第一乗組員（二・二・二・二）航海日数号、第一二一が一月以二・二九号並上三月未びに第二〇〇満のもの八・九九号のに限り、二の(一)のB及退職によび(二)のBに掲げり下船すげる物品のうちを除ちのり	一〇〇枚（四三〇平方センチメートルを一枚として換算する。次号において同じ。）	

一 「同上」	「同上」	「同上」
二「同上」	法の別表第一二・二・二・二号、第一二一・二・二九号及び第二一〇六・九〇号の二の(二)のEに掲げり下船すげる物品のうちを除ちのり	

く。 )		三 船舶の法の別表第一乗組員（二一二・二二航海日数号、第一二二が三月以二・二九号並上のものびに第二〇〇に限り、八・九九号の退職により下船する者を除げる物品のうち	〔略〕	
		一〇〇枚	〔略〕	

		三〔同上〕法の別表第一乗組員（二一二・二二航海日数号、第一二二が三月以二・二九号及上のものびに第二一〇に限り、六・九〇号の退職により下船する者を除げる物品のうち	〔同上〕	
		〔同上〕	〔同上〕	

備考 表中の「」の記載は注記である。	備考 「略」	略	く。	
		〔四・五 略〕	〔略〕	ちのり
		〔略〕	〔略〕	
備考 表中の「」の記載は注記である。	備考 「同上」	同上		
		〔四・五 同上〕	〔同上〕	
		〔同上〕	〔同上〕	

(税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正)

第二条 税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十五年財務省令第七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄の標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この省令において「電子情報処理組織」とは、情報通信技術利用法第三条第一項又は第四条第一項に規定する電子情報処理組織（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第三条第一項の規定により当該電子情報処理組織とみなされる同法第二条第一号に規定する電子情報処理組織（以下「輸出入等関連情報処理組織」という。）を含む。）をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この省令において「電子情報処理組織」とは、情報通信技術利用法第三条第一項又は第四条第一項に規定する電子情報処理組織（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第三条第一項の規定により当該電子情報処理組織とみなされる同法第二条第一号に規定する電子情報処理組織に限る。）をいう。</p>

2 「略」

(申請等の指定)

第三条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第三条第一項の規定により適用される情報通信技術利用法第三条第一項の規定により輸出入等関連情報処理組織を使用して行わせることができる申請等は、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）別表に掲げる申請等とする。

2|| 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織（輸出入等関連情報処理組織を

2 「同上」

(申請等の指定)

第三条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第三条第一項の規定により適用される情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等は、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）別表に掲げる申請等とする。

「項を加える。」

---

除く。次条において同じ。）を使用して行わせることができる申請等は、関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）第五十九条第一項に規定する申請等（輸入しようとする貨物が旅客又は乗組員の携帯品であるときに限る。）及び関税定率法施行令（昭和二十九年政令第五百十五号）第十四条第一項に規定する申請等とする。

（電子情報処理組織による申請等）

**第三条の二** 電子情報処理組織を使用して前条第二項に規定する申請等を行おうとする者は、税関長が提供した入出力用プログラムを用いて、税関の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通

「条を加える。」



信できる機能を備えた電子計算機から、当該申請等に係る事項を入力して行わなければならない。

(輸出等関連情報処理組織による関税等の納付に係る事前届出)

第五条 「略」

(輸出入等関連情報処理組織による国際観光旅客税の納付に係る事前届出)

第五条の二 国税通則法第四十五条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十四条第一項ただし書(国際観光旅客税法(平成三十年法律第十六号)第十七条に規定する国際観光旅客税の納付

(電子情報処理組織による関税等の納付に係る事前届出)

第五条 「同上」

(電子情報処理組織による国際観光旅客税の納付に係る事前届出)

第五条の二 国税通則法第四十五条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十四条第一項ただし書(国際観光旅客税法(平成三十年法律第十六号)第十七条に規定する国際観光旅客税の納付

手続に限る。)の規定により第六条の二に定める方法による国際観光旅客税の納付を行おうとする者は、国際観光旅客税法第十七条第二項に規定する計算書(以下単に「計算書」という。)の提出に併せて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により、当該納付を行いたい旨をあらかじめ税関長に届け出なければならぬ。

一 計算書を輸出入等関連情報処理組織により提出する場合 当該計算書の提出に併せてその旨を入力する方法

二 「略」

2 前項の規定にかかわらず、計算書の提出に併せ

手続に限る。)の規定により第六条の二に定める方法による国際観光旅客税の納付を行おうとする者は、国際観光旅客税法第十七条第二項に規定する計算書(以下単に「計算書」という。)の提出に併せて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により、当該納付を行いたい旨をあらかじめ税関長に届け出なければならぬ。

一 計算書を電子情報処理組織により提出する場合 当該計算書の提出に併せてその旨を入力する方法

二 「同上」

2 前項の規定にかかわらず、計算書の提出に併せ

---

て、同項各号に定める方法による届出をすることができなかつた又はできないときは、輸出入等関連情報処理組織又は書面により、第六条の二に定める方法による国際観光旅客税の納付を行いたい旨を当該納付をするときまでに納税地を所轄する税関長に届け出ることができる。

3 国税通則法第四十五条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十四条第一項ただし書（国際観光旅客税法第十八条に規定する国際観光旅客税の納付手続に限る。）の規定により第六条の二に定める方法による国際観光旅客税の納付を行おうとする者は、輸出入等関連情報処理組織又は書面により、当該納付を行いたい旨をあらかじめ

---

て、同項各号に定める方法による届出をすることができなかつた又はできないときは、電子情報処理組織又は書面により、第六条の二に定める方法による国際観光旅客税の納付を行いたい旨を当該納付をするときまでに納税地を所轄する税関長に届け出ることができる。

3 国税通則法第四十五条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十四条第一項ただし書（国際観光旅客税法第十八条に規定する国際観光旅客税の納付手続に限る。）の規定により第六条の二に定める方法による国際観光旅客税の納付を行おうとする者は、電子情報処理組織又は書面により、当該納付を行いたい旨をあらかじめ納税地を

納税地を所轄する税関長に届け出なければなら  
ない。

4 「略」

(輸出入等関連情報処理組織による関税等の納付  
手続)

第六条 「略」

(輸出入等関連情報処理組織による国際観光旅客  
税の納付手続)

第六条の二 国税通則法第四十五条第一項の規定に  
より読み替えて適用する同法第三十四条第一項た  
だし書 (国際観光旅客税法第十七条又は第十八条

所轄する税関長に届け出なければならない。

4 「同上」

(電子情報処理組織による関税等の納付手続)

第六条 「同上」

(電子情報処理組織による国際観光旅客税の納付  
手続)

第六条の二 国税通則法第四十五条第一項の規定に  
より読み替えて適用する同法第三十四条第一項た  
だし書 (国際観光旅客税法第十七条又は第十八条

に規定する国際観光旅客税の納付手続に限る。)

に規定する財務省令で定める方法は、会社の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、国際観光旅客税の納付手続に利用できるものとして金融機関が提供したプログラムを用いて納付番号その他の納付情報を入力して、納付する方法とする。

(処分通知等の指定)

第七条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第三条第一項の規定により適用される情報通信技術利用法第四条第一項の規定により輸出入等関連情報処理組織を使用して行

に規定する国際観光旅客税の納付手続に限る。)

に規定する財務省令で定める方法は、会社の使用に係る電子計算機と電気通信回路を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、国際観光旅客税の納付手続に利用できるものとして金融機関が提供したプログラムを用いて納付番号その他の納付情報を入力して、納付する方法とする。

(処分通知等の指定)

第七条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第三条第一項の規定により適用される情報通信技術利用法第四条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行うことが

うことができる処分通知等は、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令第一条第一項第二号イからトまでに掲げる教示、通知、交付又は諾否の応答とする。

(手数料等に係る納付情報の通知)

第八条 税関長は、第三条第一項に規定する申請等又は前条に規定する処分通知等に係る処分が行われることにより手数料の納付が必要となるときは、当該申請等を行った者又は当該処分通知等を受ける者に対し、その納付すべき手数料に係る納付番号その他の納付情報を、輸出入等関連情報処理組織を使用して、通知するものとする。

できる処分通知等は、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令第一条第一項第二号イからトまでに掲げる教示、通知、交付又は諾否の応答とする。

(手数料等に係る納付情報の通知)

第八条 税関長は、第三条に規定する申請等又は前条に規定する処分通知等に係る処分が行われることにより手数料の納付が必要となるときは、当該申請等を行った者又は当該処分通知等を受ける者に対し、その納付すべき手数料に係る納付番号その他の納付情報を、電子情報処理組織を使用して、通知するものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。